

# 70歳以上の方へのご案内

## 70歳～74歳の方へ

- ・ 「保険証」と「前期高齢者受給者証」(割合記載のあるもの)を同時にご提示ください。
- ・ 受給者証に記載されている負担割合（1割・2割・3割のいずれか）でのお支払いとなります。
- ・ 前期高齢者受給者証をお忘れの場合は、自己負担（10割）となります。

## 70歳以上の非課税世帯の方へ

- ・ お住まいの役所もしくは保険者にて「限度額適用認定証」を発行し、受診時に窓口でご提示ください。
- ・ 窓口での支払い上限額が、法定自己負担限度額となります。